

## 証明書手数料に関する FAQ【追加】

	質問	回答
1	郵便定額小為替は郵便局で換金が必要ですか。	銀行に払い込む前に、郵便局で換金が必要です。
2	郵便定額小為替の受取人は、誰となるのですか。	実際に受け取りに行った人としてください。 学校名、職名、氏名を記入します。 (大阪府立 学校 主査 印)
3	契印の割り印を押す箇所が無いのですが、どのようにすべきですか。	申請書の余白、裏面を使用してください。
4	卒業生から英文の証明書の交付申請があった場合、どのようにすべきですか。	正式な証明書は日本語の証明書となります。 卒業生にその旨を伝えていただき、下記のとおり発行してください。 ・日本語の証明書を発行する。 ・学校長が可能であると判断すれば、サービスとして証明書の英訳文を添付する。(公印は押印しない。サインのみ。) ・日本語の証明書に英訳文を添付したとしても、正式な証明書に対する1通分の手数料を徴収してください。
5	本人確認書類で運転免許証・健康保険証の両方を持っていない場合、他にどのような書類がありますか。	パスポートや住民基本台帳カードなどが考えられます。また、自宅に届いた郵便物(局の消印入り)でも確認が可能です。
6	郵送で本人確認書類が同封された場合、その書類は返却するのですか。	本人確認は、第三者による偽りや不正な請求を防止し、卒業生の個人情報を守ることを目的としています。事後のトラブルを考慮し、各学校で適切に保管してください。
7	郵送による申請の場合、申請書への記載は必ず必要ですか。必要事項を書いたメモの添付でも可能ですか。	申請書への記載は必ず必要です。各学校・府教委のHPから申請書をダウンロードしてもらるか、最寄りの府立学校または高等学校課で申請書を入手してもらってください。
8	入学料未納による退学処分を受けた者以外に在籍期間を証明する場合、成績証明書や単位修得証明書を使って、在籍期間を証明する場合がありますが、有料となりますか。	入学料未納による退学処分を受けた者に対する「在籍期間証明書」と同様に有料となります。

	質問	回答
9	卒業生から電話で「すぐに、証明書の発行をお願いしたい。」と連絡がありました。申請書提出前に証明書を作成することは可能ですか。	電話等で内容を聞き取り、事前準備として書類を作成することは可能です。証明書を交付する際に、申請書を記入させ、手数料を徴収した後に決裁をとった上で、公印を押印し、交付してください。
10	郵送による申請の場合、有料となるのはいつからですか。	本来は申請書が学校に到達した日が申請日となります。しかし、6月1日に限っては郵送による申請書の消印が6月1日以降の申請から有料として取り扱ってください。よって、5月31日消印の申請書が6月1日に学校に到達したとしても無料としてください。
11	入学前に合格証明書を求めてくる場合がありますが、有料とするのですか。	卒業者及び中途退学者が対象となりますので、無料で発行してください。
12	本人確認欄に押印は必要ですか。	サインで構いません。ただし、誰が確認したか、明確にしておいてください。
13	学校側の教員が代理人になることは可能ですか。	委任状（申請者の押印必要）があれば問題ありません。ただし、申請者と委任を受けた者の関係を明確にしておく必要があります。手数料の負担が関係することですので、事後のトラブルが無いよう慎重に対応してください。
14	代理人が申請する場合、証明を受ける者の本人確認書類は必要ですか。	不要です。委任状と代理人の本人確認書類は必要です。
15	証明書交付申請書(様式第1号)の卒業年月日欄等を学校で使いやすいように変更して使用することは可能ですか。	証明書交付申請書(様式第1号)は原則として変更できません。ただし、申請者の利便性を図るため、学校の実情に応じて必要な箇所を事前に記入することや、選択箇所を設けること等は可能です。ですが、他校の卒業生等も申請書を取りに来ることもありますので、要領に示した様式も保存しておいてください。
16	一日分の領収金を集計したとき、現金に過不足があった場合どのようにすれば良いですか。	会計ポータルサイト ( <a href="http://www.lan.pref.osaka.jp/113100/KaikeiJimu_Portal/framepage.html">http://www.lan.pref.osaka.jp/113100/KaikeiJimu_Portal/framepage.html</a> ) 新着情報内にある「直接収納において集計額と現金の額が一致しない場合の事務処理について」を参照してください。